

令和3年度第1回宮城県私立学校審議会 本審議会議事録

1 日 時 令和3年12月6日（月）午前10時から午前11時まで

2 会 場 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

3 出席者

(1) 出席委員 伊藤 宣子, 加藤 雄彦, 片倉 ゆかり, 俣野 聖一, 小川 せつ子,
根来 興宣, 菅原 一博, 鈴木 一樹, 後藤 武俊, 後藤 篤,
阿部 春美, 菅原 通悦

(委員14人中, 12人出席)

(2) 欠席委員 三塚 薫, 佐藤 哲也

4 議題

(1) 調査審議事項について

- ①専修学校の課程廃止について（仙台市医師会看護専門学校）
- ②専修学校の目的変更について（仙台市医師会看護専門学校）
- ③専修学校の目的変更について（気仙沼リアス調理専門学校）
- ④高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）

(2) その他

- ①支援学校仙台みらい高等学園の状況について
- ②寄附行為標準例の改正について
- ③今後の学校設置案件について

5 会議の内容

事務局から審議会運営規程により会議が有効に成立している旨、報告があった。
今年度から新たに委員となった俣野聖一委員、後藤篤委員から挨拶があった。
令和3年度文化の日表彰において教育文化功労賞を受賞された伊藤会長より挨拶があった。

(伊藤会長)

おはようございます。思えば、私は思春期から、前青年期、青年期と、私学で育てていただきました。そして社会へと志し、これも私学の教師として、夢叶い、今日まで、このような職をさせていただいております。思えば、本当に私学の先生方、そして、宮城県の、私学行政に関わる、多くの方々から今日の私を育てていただいたんだということで、感謝の思いでございます。今後とも微力ながら、努めさせていただきますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

伊藤会長が審議会運営規程により議長となった。
議長は、議事録署名人として菅原一博委員と鈴木委員を指名した。

(1) 調査審議事項について

①専修学校の課程廃止について（仙台市医師会看護専門学校）

②専修学校の目的変更について（仙台市医師会看護専門学校）

事務局から資料により説明を行った。
特に質疑なく、審議会として了承される。

③専修学校の目的変更について（気仙沼リアス調理専門学校）

事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

ただいまの事務局の説明について、ご質問或いはご意見があればお願いいたします。
事務局の方に私の方から質問してもよろしゅうございますか。現在、学んでいる生徒達の数はどうなっているのでしょうか。

(事務局)

令和3年5月1日現在においてなんですけれども、高等課程調理師本科においては、修業年限が1年ですが、9名在籍しております。専門課程調理マイスター科においては、1年生が7名、2年生が2名ということで、全校生徒は18名となっております。

先月末に来年度の生徒の見込みを学校の担当者に確認してみたんですけども、全校生徒が47名ぐらいに増える見込みだということも確認しております。

(伊藤会長)

ありがとうございます。ほかに質問はございませんでしょうか。
それでは質問なしということで、ご意見があれば、お願いいたします。
ご意見なしというふうに理解してよろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(伊藤会長)

それでは、本件については異議ないものと認め、答申することといたします。

④高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）

私立学校法第15条により、利害関係人である加藤委員は退席した。
その後、事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

ご質問はございませんでしょうか。

(後藤武俊委員)

2点確認させてください。

まず4ページ目で、教育課程に関する変更の申請が出ておりますけれども、学習指導要領の変更に伴っての申請ということは、今後、育英さんだけでなく他からもこういう申請が出てくる可能性があるのか、ということの確認が一つです。

もう一つがですね、最後の12ページの資料を見て思ったのですが、12ページと、先ほどの3ページにありましたスクーリング会場を見比べて思ったんですが、この育英さんの方ですと、通信の過程を行う区域として福島、栃木、埼玉、東京などもあります。スクーリング会場としてはこれらの県にはないわけなので、そうするとこの区域というものが、どういう概念で成り立っているのかちょっとわからなかったもので、つまり生徒がいれば、そこから通っている生徒がいると区域ということになるのか。そうじゃないとしたらどういう理由で、ここに区域として設置していることになるのかがちょっとわからなかったもので、この点も教えていただければと思います。

(事務局)

はい、ご説明いたします。

まず1点目の教育課程表の変更についてというご質問でございますが、こちらにつきましては、やはり、ご質問のあった通りでございますが、他の通信制課程の学校はもちろんでございますが、他の高等学校につきましても、このように教育課程表の変更が必要となっておりますので、今後も、通信制課程につきましては、提出がなされることと考えられます。

(伊藤会長)

1点目、よろしゅうございますか。はい。2点目です。

(事務局)

2点目について、教育区域の設定についてということでございますが、教育区域は、この教育区域に定めている区域にお住まいの生徒が、通信制課程に通学できるといいますか、こちらに入学できることになっております。他の県につきましては基本的にI L C宮城校に通うこととなっております。

(後藤武俊委員)

そうすると、山形まではスクーリング施設があるわけですけど、福島県以外の県に関しては、これについてもあらかじめ育英さんのほうで、ここで生徒募集していますというのが、あるわけですね。ここに出しているところから生徒も通っていると。ただこの場合は、通うことになる施設は宮城の本校の方になるということですか。

(事務局)

通う施設につきましては、生徒本人が選択することになりますが、なので基本的には、南の県につきましては、例えば栃木等でありましたら、青森県に比べましたら宮城県の方が近いということになりますので、おそらくその生徒たちは宮城校に通うこととなるかと思われませんが、そちらは学校において選択するのではなくて、生徒本人が選択することとなっております。

(伊藤会長)

生徒がそこを希望すれば、開かれるということになりますか。

(事務局)

そうですね。希望する生徒が希望する学校に、入学が許可されればの話にはなりますが、そちらに通うこととなります。

(伊藤会長)

他にいかがでしょうか。

(菅原通悦委員)

1点なんですけど、変更点1点目のですね、生徒定員数の分けを、トータルとして当初を700人というふうな表記の学則を、今回、それぞれ240、240、220というふうな表記に変えるということでしたけれども、それに伴っての、その学級数の表記を、どういうふうに理解していったらいいのか。或いはそれに伴っての指導者数というんでしょうか。そういったものがどういうふうになっているのかの説明を受けているのであれば、お願いしたいなと思います。

(事務局)

こちら定員を定めたことによる教職員の配置であったり学級数についてということですが、すみません。詳細な資料というところでお出しできるものはご用意していないところでありましたが、こちらの生徒の定員数を定めるに当たりまして、算出の根拠といえますか、算出の基礎ということで、私の方から学園に対し確認させていただきましたところ、施設ごとの収容受け入れ可能人数、こちらはもちろんその施設の建物の状況でありましたり、あとは教職員、そちらを一応かんがみて、この人数を設定しているというところでのお話でありました。

(菅原通悦委員)

学級数の設定というのは、この生徒数の設定に伴って、たとえば、宮城の方の学級数は何学級だとか、そういうふうなことにはならないんですね。トータルとして700人、学級数は20で押さえていくという考え方でしょうか。

(事務局)

はい、そうですね。基本的には、今回の施行規則の変更に伴いまして、記載することと定めているものが、生徒の定員数と施設ごとの定員数というところにとどまっておりますので、今回はあくまでもそちらの定員数のみを記載、追記するといった形でお話を伺いしております。

(菅原通悦委員)

わかりました。本当は、学校さんとしてどういう計画でいるのかとかですね、知りたいところなんですけれども。必要がないということでしたら失礼しました。

(伊藤会長)

どうでしょうか、菅原先生から出された、知りたいなあというふうな、前向きの質問が出ておりますので、事務局の方から、こういうこともありましたよということを、ささやきをお願いしたいと思います。

(事務局)

こちらにつきましては事務局から当学園宛に確認をさせていただきたいと思います。

(伊藤会長)

何かございますでしょうか。片倉委員、何かございませんか。

(片倉委員)

2点、誤記だと思われる部分がありましたので、念のため。古典探求と、それから地理探求の求の字が間違っているのではないかと思いますので、その点よろしく願いいたします。

(事務局)

ご指摘いただきありがとうございます。こちらから確認の上で、訂正いたしたいと思えます。ありがとうございます。

(伊藤会長)

それでは、本件につきましては、御質問、様々な御意見というふうなことも出ております。事務局の方、対応をお願いします。

本件については異議がないものと認め、答申することとしてよろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(伊藤会長)

それでは、本件については、異議ないものと認め、答申することといたします。

(3) その他

①支援学校仙台みらい高等学園の状況について

加藤委員は席に戻った。

その後、事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

先生方の方から御質問、御意見、お願いできますでしょうか。

(後藤武俊委員)

今いただいた資料の4ページの写真を見ますと、完成イメージとあるんですけども、学校として始まっているわけだと思いましたが、それ以降の資料を見たときに、これは全部もうでき上がっているところの写真なのか、どこがイメージなのかちょっとわからなかったのを教えてください。

(事務局)

完成イメージということではございますが、こちら6ページ以降にあります各教室等の写真につきましては、当課におきまして、こちらは現状と変わらないものとして確認をさせていただいております。

(伊藤会長)

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

ひとつ、私の方から質問してもよろしゅうございますでしょうか。もう始まりましたというふうなことで、この学校は、支援学校としてですね、躍動的な動きに向かって動き出したのかなというふうに思っていますが、保護者さんたちのご意見なんかは、何か感想とか聞いてますでしょうか。

(事務局)

直接、今通っている生徒さんの保護者から何かというのはないんですが、こちらが秋口に別件で訪問した際には、来年度の入学に向けての資料請求であるとか視察の問い合わせなども大分いただいて、それを受け入れてさばいているような話も伺っておりましたので、そういう意味では徐々に浸透はしてきているのかなというふうには感じました。

(伊藤会長)

ありがとうございます。

②寄附行為標準例の改正について

事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

ありがとうございます。これにつきまして何か御質問ございますでしょうか。文中の

下線の引かれている部分が改正部分ということですね。

はい。お願いいたします，加藤委員。

(加藤委員)

この文科省からの通知に基づいて学校法人の寄附行為が変更されていくことは、それ自体、何もとやかくいう問題じゃないと思っておりますが、肝心なのは監事ですね。さら監事の方の研修ということで、オンラインとか様々ご案内はあるんですけども、今まではどっちかというと大学法人さんが中心となって本省で研修会を行うとか、そういうようなことをしてきた経緯があると思うんですけど、高等学校法人以下、いわゆる県知事が認可している学校法人の、何人かいらっしゃるさら監事さんですね、についての研修ということについて、いわゆる県の方で何かこう、今後ですね、研修会を開くとか、或いは全国でこういうのがあるからオンラインでもいいから参加していくとかですね。何かその研修の機会っていうものがないとですね、私どもの法人で申し訳ないんですけども、やっぱり監事さんが慣れてもらうために、監査法人さんをお願いして、公認会計士さんにいろいろとご指導いただいて研修するということはしておりますけれども、何かそういう行政的なですね、方法というか、そういうことについて何かお考えがあるのであれば、将来的で構わないんですけど、教えていただければありがたいなと思っております。

(伊藤会長)

それでは事務局，よろしく申し上げます。

(事務局)

今時点で何かという考えはないというのが現状ではございますが、まず文科省等から案内があった際には、これまでと同様に各学校法人さん、各学校の設置者さんの皆様にはご案内を差し上げるというスタンスは変わらないというところと、今いただいた御意見も、少し文科省の方に話してみて、コロナ禍なので来ていただいて説明いただくのができるのかどうかというのはありますけれども、オンラインで何かしていただける環境を整えていただけないかとか、今いただいた御意見を参考に、動ける部分で動いてみて、何かできればと考えております。今、加藤委員がおっしゃったさら監事の方々のなり手といいますか、ご負担が増えてくるというのは、今後の流れからしてもおそらくあるんだろうというのがありますので、そういったところの問題意識は持っておりました。そのような対応を何かできないかということで考えたいと思います。

(加藤委員)

関連しましてですね、学校法人会計基準も変わって、事業収支関係が出てきたりとか見やすくはなってきたと思うんですね。これについてはもちろん研修ということで、監事の皆さんがたには、我々理事と同じようなスタンスで研修していくということをやっているんですけども、やっぱりこれも当然その研修の中に含まれていくべきではないのかなというふうにも思っておりますので、どういう内容が研修の内容として必要とされてくるのか、そういうことについて、もし国の方からも示されることがあるのであればいいんですけど

も、何かの参考になるものがあれば、お示しいただけるとありがたいなど。これはお願い、希望でございます。

(伊藤会長)

ありがとうございました。

各学校法人におきましては、この監事の役職ですね。これについても、やはりいろいろな声が上がってるかと思います。ぜひ今、加藤委員の声、これを大切に、県の方でよろしくお願ひしたいと思います。

③今後の学校設置案件について

事務局から資料により説明を行った。

(加藤委員)

仮にですね、この坪沼小学校の利活用ということで、学校法人ろりぼっふ学園さんが認可申請を出されてきたときには、これ最近ですとホライゾン学園さんの小学校がやってらっしゃいますけど、その設置基準といえますか、これがベースになってくると判断でよろしいのでしょうか。

(伊藤会長)

事務局、お願いいたします。

(事務局)

判断基準は、過去の設置事例もありますし、県の方で出している、審議会の方に御了解いただいた設置基準がございますので、その辺を当然参考にさせていただいて審査をしているという状況になります。

(加藤委員)

その中で、今回の場合は文科省が言っている不登校児童生徒に対する対応ってことで特例校の扱いになりますので、いわゆる義務教育学校として定められている、標準授業数、活動についてはなんて言いますか、免除という言い方じゃなくて、別の運用の仕方をされていくというふうなことだと思っておりますけど、この辺については、何かそういう国の方の、基準というか指導の内容、指導基準というか、そういうものについても、もちろんホームページは私も拝見していますが、何か宮城県としてお考えになっているようなことはあるのでしょうか。

(伊藤会長)

はい、では、事務局お願いします。

(事務局)

この件につきましては、本県ではなくて、他県でも同様に新設校で不登校特例を受けた

ような例があったものですから、その自治体の状況を伺うと、教育課程については基本的に文科省さんにお任せすると。都道府県の審議会については、あくまでも学校設置に関する認可の手続きを行うというすみ分けをして、ほぼ同時期といいますか、文科省が不登校特例の指定をする時期とこちらが認可を出す時期をある程度調整して行うということは他県の状況で伺ってありました。

こちらもその辺も参考にさせていただいて、そこは当然文部科学省さんとも情報交換しながら、当然、部会などでもその状況をご報告させていただきながら進めて参りたいと思っております。

(加藤委員)

今の話で大変得心しましたけれども、その辺の国の特例の取り扱いが、実際同時進行で進んでいくということで安心しましたけれども、それが多少ずれたりしますと、とんでもないことになるなと思って心配してお伺いしたつもりでございます。ありがとうございました。

(伊藤会長)

特例校であろうと何であろうと、やはり子供たちの現状というふうなことを慎重審議していかないと、結果ね、子供たちのためによかったんだろうかというふうな問題を残さないようにしていきたいなと思っております。

他、先生方、ご意見ございませんか。

(後藤武俊委員)

この跡地利用ってということで今回関わってきているんですが、いろいろな広域通信制の設置とかにも関わって、こういった仕組みが結構使われていて、その中でちょっと今ふと思ったんですけれども、現在こういった形で、小学校もしくは中学校とかで廃校になったところの利活用、或いはそれ自体を募集しているような案件っていうのは、現時点で他に宮城県内であるのかっていうことをちょっとお聞きしたいなと思ったんですが。

(事務局)

報道ベースにはなりますけど、本日確か河北新報さんに、栗原市さんが土地を売却か何かで検討されているという例は載っておりました。ただ、どうしてもこう、学校という建物、土地の関係上、やっぱり規模がある程度大きいというところもあたりとか建物が残っていたりすると、今回坪沼が仙台市さんでプロポーザルされていましたが、やはり建物が少し新し目であったと。廃校はしたんですけれど、それほど古い建物ではなかったというところもあって、利活用を表にプロポーザルかけたような背景はございます。その辺は自治体さんそれぞれの意向等もありますので、先生が今おっしゃった広域通信制なんかだと、ある程度自治体側も、プロポーザルの形では確かなかったかとは記憶しておりますので、公にどこか募集したのかというのはこちらですべて把握しているわけではないですが、今回仙台市はこのような形で、今後も使える建物についてどこかないかということで広く公募したという背景は伺ってありました。

(伊藤会長)

ありがとうございました。ほかに御意見等ございますか。

ほかになければ、本件は以上とし、進行を事務局にお返しします。円滑な議事運営に御協力いただき、ありがとうございました。

(事務局)

伊藤会長ありがとうございました。最後に、「4 その他」と記載しておりますが、何かご意見等ございましたらお願いします。大丈夫でしょうか。

今後の審議会の開催予定でございますが、例年同様、2回目の審議会を2月中下旬あたり、21日の週あたりで日程調整させていただければなということ考えておりました。早々に日程調整のご案内をさせていただきたいと思っておりましたので、ご協力いただければと思います。

その他部会等についてもすでにご案内した通りの日程で次回の日程決まっておりますので、そちらまたご対応よろしく願いいたします。

事務局からの連絡は以上となります。

それでは以上をもちまして、本日の審議会終了としたいと思います。御審議ありがとうございました。

以下、余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

令和 年 月 日

氏名 _____ 印

令和 年 月 日

氏名 _____ 印